



| | |
|------------------|---|
| Title | 社会教育労働・労働者論の基本視角：住民諸階層の学習要求・課題を基礎として |
| Author(s) | 山田, 定市 |
| Citation | 社会教育研究, 5, 43-54 |
| Issue Date | 1984-09 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/28438 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 5_P43-54.pdf |



社会教育労働・労働者論の基本視角

—住民諸階層の学習要求・課題を基礎として—

山 田 定 市

1. 課題の設定

これまでの社会教育論を方法的・内容的に豊富化するにあたってはさまざまな課題があるが、ここで主題とする社会教育労働・労働者論は、その中でもとくに重要な課題の一つとして位置づけることができる。それは、直接には従来の社会教育職員論とかかわるのであるが、それをあえて社会教育労働・労働者論として新しく設定するに際しては、大要次のような三点にわたる契機によっている。

第1に、これまでの社会教育職員論の多くは、ひとつには、制度論的な枠組みの中で議論されてきたといえる。それは、社会教育自体を主として公的社会教育ないし社会教育行政の枠内で設定してきたことと密接に関連しており、社会教育職員が制度的にどのように規定されているか、ということを経験の起点に据える場合が多かったからである。いまひとつの問題は、社会教育職員の性格をめぐる実践的提起が、それ自体その本質に迫る重要な論点を含みつつも、十分な理論的検討の機会を与えられ深められてこなかったといえるからである。このことをふまえて、これまでの社会教育職員論について批判的に検討し、その克服・発展させるべき課題を明かにすることがまず必要である。

第2に、これまでのいわば制度論的な社会教育職員論を克服・発展させるうえで重要なことは、住民諸階層の労働・生活過程に根ざした学習要求ないし学習課題の実現過程としての学習過程に着目し、そこにおける社会教育労働の形成過程を解明することである。従来の社会教育職員論の枠組みと内容を社会教育労働・労働者論として再構成するのも、このような意図に立つからにはかからない。社会教育職員の性格や役割を、単に制度的規定に依拠して論ずるのではなく、その社会教育労働の歴史的な形成過程を学習主体の学習過程との関連において解明し、そのことを通して、社会教育労働の内実と構造、社会教育労働者および社会教育関連労働者の存在形態と役割を明かにしようとするものである。このような視点に立つならば、その考察の範囲は、単に社会教育労働のみにかぎられるものではなく、広く教育労働、教育関連労働にも及ぶことになる。ここでは、社会教育労働・労働者論と学習内容論、学習過程論との統一的な展開がめざされることになり、その際、方法論的には、教育労働論、公務労働論、地域経済論、社会資本論との関連をぬきにすることができない。

社会教育労働・労働者論を社会教育論の根幹の一つとして総合的・統一的に展開するさいには、いわゆる社会教育施設論を視野に入れなければならない。この点を第3の視点として指摘することができる。このことに関しては、たとえば公民館論の中で公民館主事の役割が論じられるなど、いわゆる施設論と

職員論とを関連づけた議論はこれまでも少なからず存在したが、それはあくまでも社会教育専門施設としての役割の範囲内における議論にとどまり、社会教育施設が地域社会の中で広く果している諸機能を解明し、さらに地域社会に存在する諸施設が、直接的・間接的に果している教育的諸機能、などについて総合的に解明するまでにはいたっていない。ここで新たに求められる視点は、労働の社会化、生産の社会化、さらにそれらを基礎とする生活の社会化を視点に据えた社会資本の形成と関連づけて、社会教育施設の形成過程を実証的に明かにすることである。具体的には、一方で学校教育施設が視野に含まれると同時に、他方では、農業改良普及所、農協、生協、をはじめ各種の地域・集落・集会施設などとの関連のもとに、社会教育施設の役割と構造について総合的に検討されなければならない。

2. 社会教育職員論をめぐる主要な論点

いうまでもなく、ひとり社会教育職員論にかぎらず、ひとつの主題についての議論の系譜を検討する場合、その内容にわたる論述が不可欠であるが、その検討結果についての具体的論述は他日を期し、ここではさらにその要約にとどめたい。

社会教育職員論をめぐる議論が活発になる一つの契機が、1959年の社会教育法「改正」にあったことは否定できない。いわゆる「大改正」における社会教育主事の規定が、その後の社会教育主事を主軸とする社会教育職員のあり方を現実的に条件づけることになったからである。その意味では、制度論的な社会教育職員論が、その論拠においてある程度現実的基礎をもっている、という点では一定の有効な議論であったといえるが、議論の領域があまりにも制度的規定に枠づけされたため、その内容や構造にいたる深められた議論には容易になりえなかったのである。

この議論の発端は、直接には、社会教育法第9条の3項にある、「社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならない」という規定にもとづいている。当然のことながら、「社会教育を行う者」とは誰であり、それらに対する社会教育主事の「専門的技術的な助言と指導」とは何かが問われる。しかし、法制的にはそれ以上の規定はなく、立法者側の説明として、やや比喩的に、社会教育主事は、「学校教育における指導主事と併称されるもの⁽¹⁾」という程度の説明にとどまっていた。したがって、その後の議論の一つの流れは、このような制度的な規定とその枠組みを前提として展開されることになる。議論の主題の性格上、社会教育職員、より直接的には社会教育主事の「専門性」をめぐる議論がその中心をなすことになる。「専門性」についての実に多彩な議論がそれぞれの論者の個別の見解として展開されるのであるが、その内容や構造にいたる論述としてはきわめて不十分な段階にとどまらざるをえなかった。

しかし、その中で、継承・発展させるべきいくつかの論点があったこともたしかである。たとえば、津高正文氏は、すでに「大改正」に先だって社会教育をめぐる対抗関係を基礎に据え、そのもとにおける社会教育職員の限界性を指摘するとともに、社会教育職員が真に住民の教育・文化運動の「よき協力

者」となることをそのあるべき方向として提示した。⁽³⁾このような津高氏の指摘は、「大改正」以降の社会教育職員論の発展の一つの契機となった、といえる。とりわけ、その後の議論の展開の中では、いわば制度論的な社会教育職員論が依然として有力な議論の流れを形成しつつも、そのような議論の限界を指摘し、社会教育職員の専門性を教育実践をふまえて明かにすべきことが多くの論者によって指摘された。⁽⁴⁾そしてこのような議論を通して、社会教育職員の二重的性格が、社会教育政策を軸とする社会教育をめぐる対抗関係の中で掘り下げられ、その意味において、制度論的な社会教育職員論の一定の克服がよかられたことは、1960年代における議論の一つの収穫であった、ということができる。

社会教育職員の性格をめぐる議論の中でいま一つ重きをなすのは、実践現場からの提起である。いわゆる下伊那テーゼ⁽⁵⁾に代表される提起がそれであって、ここでは、公民館主事について、「教育の専門職」と「自治体労働者」との二つの性格の統一と学習内容の体系的な編成、学習活動の系統化、組織化が実践的に提示された。この提起は、その後の社会教育実践に大きな影響を与えると同時に、社会教育職員論を理論的に深めるうえでも重要な契機となった。間もなく発表された島田修一氏の論文「公民館主事専門化の条件」⁽⁶⁾などはその理論的・実践的成果といえるものであり、社会教育職員（とりわけ公民館主事）の専門性とその実現のための諸条件についての解明において一定の前進があった。

1970年代に入ると、社会教育職員論もそれぞれの立場から論点が一段と明確化されるが、それは、まさに社会教育職員をめぐる対抗関係の激化を現実的背景とするものであったといえる。

この時期の論議の発端ともいべき今村論文は、社会教育行政の立場から、いわば制度論的な社会教育職員論の再提起、再編成を主張するものであった。⁽⁷⁾今村氏の提起は、社会教育職員（主として社会教育主事）の職務について、あらためてその法的規定に依拠してみずからの見解を展開し、その内容としては、いわば教育方法・技術的内容にかぎり教育内容にかかわる事柄を排除することを主張する。これは今村氏の発想・方法からすれば当然ともいえるが、社会教育職員論としては実りある提起にはなりえない性質のものであった。当然のことながら、このような今村氏の提起に対しては少なからぬ反論が寄せられたが、⁽⁸⁾議論のすれちがいを免れることはできなかった。むしろ、ここでは内容と無縁の制度論的な職員論が根強く存在していることと、その意図と背景に注目すべきであろう。

さて、1970年代の社会教育職員論のいま一つの系譜は、社会教育をめぐる対抗関係を基礎に社会教育職員の専門性の性格と構造に関する分析・展開としてみることができる。⁽⁹⁾このような議論の中で、社会教育政策の展開のもとにおける社会教育職員の職務内容、とりわけその専門性については、かなり掘り下げた考察がなされたといえるのであるが、それはいみじくも宮坂広作氏が指摘するように、「その専門性の具体的内容を解明することにおいてきわめて不十分」⁽¹⁰⁾であり、そのかぎりでは制度論的な社会教育職員論と大差ないものであったといえる。

このような議論の系譜の中で、主として島田修一氏による社会教育労働論は、社会教育職員の職務内容を労働論として展開しようとする点において新たな論点を示すものである。島田氏はすでに1975年ごろから社会教育労働論としての体系化の試みを示しているが、最近における論旨の中ではとくに次の

点が注目される。すなわち、島田氏は、社会教育労働を性格づけようとする際にどうしてもその前提となる社会教育そのものの概念について、これを「成人の自己教育活動を組織する」となみ⁽¹¹⁾と規定し、それを担う社会教育労働は「①学習活動のための条件の整備、②学習活動の展開にかかわる援助、③自主的な自己教育活動の創造への援助⁽¹²⁾」という3つの領域においてとらえることができ、それらが総合的な性格を示している、とする。そして、さらにそのような社会教育労働は公共性を有しその意味において公務労働として位置づけられることになる。しかもこのような公共性は、単に公教育制度に根拠を持つからではなく、「学習要求の発掘と組織化→学習活動の組織化とその展開⁽¹³⁾」という過程において「学習者と職員が、教育労働を共同的に創造⁽¹⁴⁾」しているとみなす。社会教育労働に関するこのような性格規定は、社会教育労働の内容に踏みこんだ論点として注目に値する。しかし、ここにおいても「住民の学習実践と社会教育職員の教育労働⁽¹⁵⁾」とはそれぞれ別個の存在であって、両者をつなぐ共通の規定はない⁽¹⁶⁾。そこで、両者の内的関連について教育労働を軸に解明することが新たな課題となるのである⁽¹⁷⁾。

さて、以上、概括的にのべたように、これまでの社会教育職員論の系譜の中では、とくに島田氏らの提唱すら社会教育労働論が継承すべき論点を含んでおり、それは教育実践を通しての現実の要請にもこたえる論点ともいえるのであるが、これをあらためて社会教育労働・労働者論として構築するためには新たな理論的枠組みが必要である。

3. 社会教育労働・労働者の形成・展開構造

(1) 住民諸階層の学習要求の形成条件—貧困化と労働の社会化を基礎に—

社会教育労働の形成・展開は、学習主体としての住民諸階層の学習要求をぬきにして考えることはできない。学習要求の形成については、さまざまな契機と条件がありうるが、ここでは、その契機と基礎的条件を住民諸階層の労働・生活過程の中に存在するものと理解し、そのような学習要求の高まりと組織化の条件を住民諸階層の貧困化と労働の社会化に求める。この場合、貧困化については、次のような枠組みを指定する⁽¹⁸⁾。すなわち、それは資本主義社会における生産力の社会的水準に条件づけられた労働者（に代表される住民諸階層）の生活諸条件を基礎として、貧困化の構造を明かにしようとするものである。その枠組みは、生産力水準によって裏うちされた可能的な一般的生活諸条件の水準と労働者の現実の生活諸条件との格差が拡大する、という労働者の生活状態の変化の中に貧困化の構造をとらえることに示される。いいかえれば、生産力水準に裏うちされてより豊かな生活が実現可能であるにもかかわらず、そのことが資本蓄積運動によって阻止され低い生活水準にとどまっているという状態、とみることができる⁽¹⁹⁾。このように指定された貧困化は、単に生活諸条件の量的格差にとどまらず、その構造的歪曲、生活内容の荒廃、破壊などのいわば質的・構造的実態を含んでいる。さらに、その生活諸条件の中には、教育、文化、芸術、福祉、など健康で文化的な生活の実現にかかわる生活諸条件を含む。その中で教育にかぎって言えば、住民諸階層の学習要求の一層の高まりにもかかわらず、その実現に必要な諸条件が

低い水準にあるということ、また教育・学習内容が住民諸階層の要求する内容と乖離していること、などを教育・学習にかかわる貧困化の内実として認識することができる。いかえれば、住民諸階層の学習要求を実現するための物的基礎条件としての生産力水準の高まりのもとで、現実の教育・学習内容が低い水準・内容にとどまるという構造の中に、教育にかかわる貧困化の内実をみることができる。

また、教育・学習要求の高まりの基礎には、労働の社会化の進展のあることも重要な視点である。労働の社会化の内実についてはさまざまな視点から認識することができるが、このことを基礎として労働・生活にかかわる学習要求が高まると同時に、さらにそれらが個別的な要求から集団的・社会的な要求に組織化される傾向が注目されなければならない。

さらに、貧困化の内実を以上のように認識したうえで、その階層的・地域的累積の構造にも着目しなければならない。まず、貧困化の階層的な累積に関していえば、貧困化は労働者階級に関する限り決して一様に進行するわけではなく、主として相対的過剰人口の累積を基礎に、それは階層的に累積し社会問題として深刻化する。たとえば、江口英一氏による「低所得・貧困層」の規定とその実証的分析はこの点を浮き彫りにしている。⁽²⁰⁾また、その階層的累積は、労働者階級だけでなく農漁民、都市自営業者層などの勤労諸階層を含めるときには、一層深刻であり複雑となる（とくに自営業者層の内部では階層分解を伴う）。

貧困化は地域的にも累積する。その背後には、都市と農村の分化・対立、資本蓄積にともなう地域経済の不均等発展の貫徹がある。さらに、社会資本投資の地域的不均等がこの傾向を拡大する。現段階の地域住民の生活諸条件の中で、生活の社会化を基礎として、いわゆる社会的共同生活手段などをはじめとする社会資本投資がますます重きをなすようになっているが、それ自体、資本蓄積法則のもとではいわゆる資本効率に条件づけられて、生産力、生活諸条件の地域的不均等を拡大する。地域住民の生活諸条件の地域格差が拡大し、住民の貧困化が地域的に累積する。

以上のべたように、住民諸階層の貧困化は階層的・地域的に累積するが、このことは、貧困化が単に特定の階層、特定の地域の住民にかぎられることを意味しない。そのような貧困化が資本蓄積の対極において進行するという認識に立つならば、貧困化は階層的・地域的に累積しつつ、さらに全階層、全地域にわたって構造的に進行するとみなければならない。

このように、貧困化を住民諸階層の生活状態（生産・労働を含む広義の生活）の構造的把握の枠組みとしてとらえたうえで、住民諸階層の学習要求の高まりを貧困化の内実の一環としてとらえることが重要である。以下では、このような視点に立って、社会教育労働・労働者の形成過程を考察する。その際、従前の社会教育職員論にみられるように、学習主体をたんに住民（一般）としてとらえるだけでは不十分であって、住民を階層的視点に立って把握したうえで、地域問題の一環として分析することが必要である。このような階層・地域にかたる具体的分析の統合のもとで、はじめて社会教育労働・労働者の形成・展開構造が全体的に明かにされることになる。以下では、そのような分析の一環として、農業・農民に焦点をしばって、そこにおける社会教育労働・労働者の形成・展開構造の分析の枠組みを提示する。

(2) 社会教育労働・労働者の形成過程＝重層構造－農業・農民を中心に－

社会教育労働の形成・展開が住民の学習要求に根ざすという視点に立つならば、ここで対象とする農業・農民について、その学習要求・課題とその基礎構造が考察の前提となる。その詳しい論述はここでは行わないが、社会教育労働の形成・展開にかかわる基礎条件として、まず地域農業の重層構造についてふれておかなければならない。

日本農業の生産力構造は、おおむね「高度成長」期以降、急激な変貌をとげてきたが、その基軸になったのは農業機械化であり、そのもとで、農業生産手段と農業労働力の結合様式＝労働様式を大きく変えた。それは、一面では、農民的農業の発展の可能性を拡大したが、現実には、農業生産力構造がいちじるしく歪曲され、生産力の不均等発展が、個別農民経営内、階層間、生産部門間、地域間などにおいて拡大した。食糧自給率の急激な落ちこみ、農業生産をめぐる地域的分業の一面的展開、農業経営の単一化、農業・農村労働力の急激な流出、農家経済の破壊、離農・離村などは、農業生産にかかわる農民の貧困化の内実を示している。

しかし、他方、農業技術・生産力の発展のもとで、農民的生産力の発展の可能性が、農業における生産・労働の社会化を基礎として拡大していることもたしかである。図1は、農業機械化を基軸とする農業技術・生産力の発展と、そのもとにおける農業生産手段と農業労働力の結合関係の変化を示している。この過程は、農業における生産の社会化、労働の社会化が、個別農業経営における家族協業を基軸としつつも、部分的には、その枠をこえて分業・協業が進展し、地域的・集団的生产力を形成する過程としてあらわれていることを示している。このような生産・労働過程の変化の中で、地域農業の構造が変化

図1 農業機械化と労働過程

| 技術段階 | 〔道具段階〕（技術的機械化） | 〔機械体系段階〕 |
|---------|--------------------------|--|
| <生産手段> | 人力・畜力農機具 労働対象の化学化・装置化 | 機械・施設 人力・畜力農機具 → 中・大型機械・施設 |
| <労働力> | 家族労働力 （雇用労働力） | 家族労働力 → 家族労働力 （雇用労働力） → 専門・自立化した雇用労働力 |
| <労働過程> | 家族協業 → （分業・協業の展開） | 家族協業 → 家族協業 経営間協業 → 地域的労働編成 |
| 農業生産力段階 | 個別的生産力形成 → | 個別的生産力形成 地域的・集団的生产力形成 <併存・関連> |

しつつあることに注目しなければならない。図2は、その基本的枠組みを示している。ここでは、地域農業の構造が個別農民経営のレベル、集落レベル、市町村自治体レベルに対応した三重構造として認識することができる。このような地域農業の重層構造を基礎にして、地域農業の再編をめぐる対抗関係が激化するが、そのような中で農民の主体的性格が変化し、その学習要求・課題が展開することになる。

図 2 地域農業の重層構造

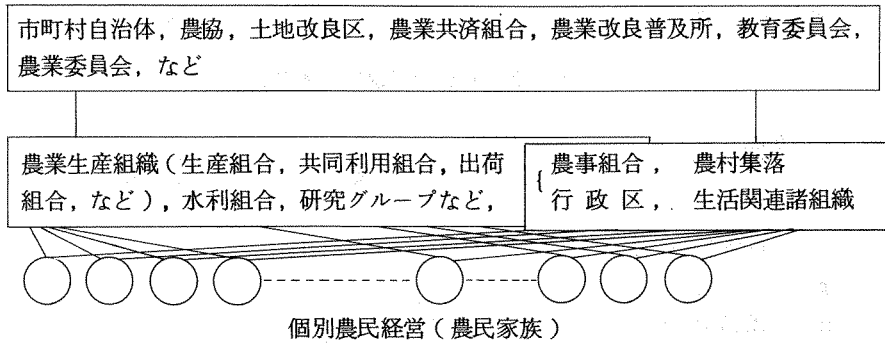


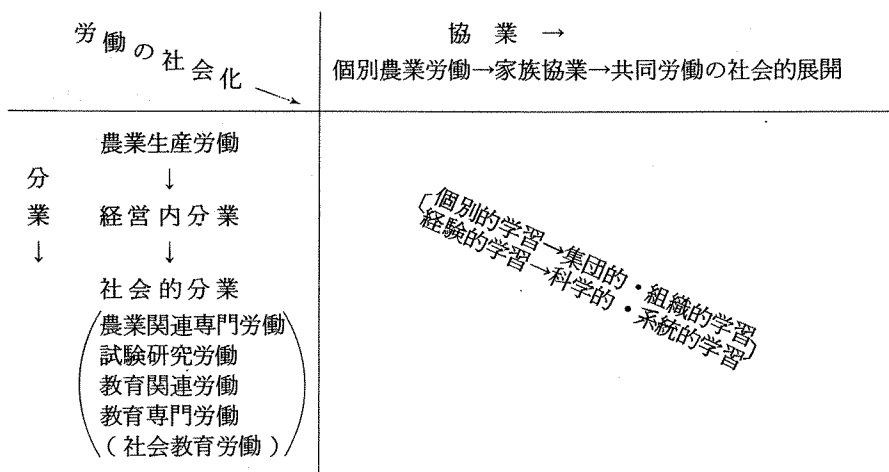
図3は、この関連を示している。ここでは、農民の主体的性格が、労働主体、経営主体、生活主体、統治主体、変革主体およびそれらの累重的構造としてとらえられているが、さらにその相互の内的関連の解明が学習要求・課題の展開との関連で必要とされる。

図 3 地域農業の発展と農民の学習課題

| 農業構造・農業問題 | 学習課題 | 農民の主体的性格 |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 農業技術の発達＝人力・畜力段階→機械化段階 分業・協業の発展 { <ul style="list-style-type: none"> 農民的家族協業の発展 経営間共同労働(協業・分業)の形成・展開 農業生産力の発展 { <ul style="list-style-type: none"> 農民経営を基礎とする農業生産力の発展 →地域的・集团的生産力形成 農業生産力構造の内部矛盾の深化 社会的生産力の発展とその民主的統制の必然性 商業的農業の発展と農民層分解 { <ul style="list-style-type: none"> 農民経営の商品経済化と農業市場の発展 農民労働力の商品化と地域労働市場の展開 労働市場への農民労働力の包摂 農民層分解の進行 { <ul style="list-style-type: none"> 分解基軸の上昇 兼業化の進行、離農 農民経営の多面的発展の可能性 農民生活の構造変化と貧困化 { <ul style="list-style-type: none"> 生活構造の変化 生活の社会化 農民生活の貧困化 地域産業の構造変化と再編成、地域問題の深化 { <ul style="list-style-type: none"> 地域産業の生産力構造の変化 地域産業の再編成＝地域政策の推進 地域問題の深化 階級構成の変化→労働者階級の増大・成長、農民層分解の深化 住民諸階層の貧困化 階級的矛盾・対抗関係の激化 資本主義の構造的危機の深化 <ul style="list-style-type: none"> 構造的不況、腐朽化、軍事化 | <ul style="list-style-type: none"> 農民労働力の陶冶 { <ul style="list-style-type: none"> 専門的技能形成 労働能力の総合的な発展(労働編成能力の発展) 農民的技術の創造・改良 共同労働の民主的編成能力(生産組織) 社会的生産力の統制能力(土地利用・管理など) 農民の生産力形成およびそれを基礎とする農民経営の発展 { <ul style="list-style-type: none"> 労働力、生産手段(土地、機械・施設)の農民的結合・編成 農民経営の自主的・民主的編成 農業市場の民主的(農民的)編成(価格闘争、共販、産直運動など) 地域農業の民主的発展 { <ul style="list-style-type: none"> 地域的・集团的農業生産力の民主的(農民的)編成と民主的統御 農業共同組織(生産組織・農協など)の民主的運営 農民生活の充実・向上 { <ul style="list-style-type: none"> 貧困化と生活課題の解明 生活内容の自主的・民主的編成 地域産業・地域社 { <ul style="list-style-type: none"> 均衡のとれた地域産業の発展＝生活条件の拡充 地域の生産力・地域経済の民主的統御・計画化 民主的運動組織(労働組合、農民組合など)の発展 地方自治体、地域諸機関の民主化(民主的運営) 地域における住民諸階層の連帯と共同行動＝地域民主主義運動の発展 地域・職場に根ざした共同学習運動の発展＝住民諸階層の個別的・集团的学習運動 民主的地域政策・地域計画の確立 日本経済の民主的再建、その一環としての農業の民主的・農民的発展 <ul style="list-style-type: none"> 経済民主主義の発展＝統治力量の蓄積 資本主義の変革 | <p>労働主体</p> <p>経営主体</p> <p>生活主体</p> <p>統治主体</p> <p>変革主体</p> |

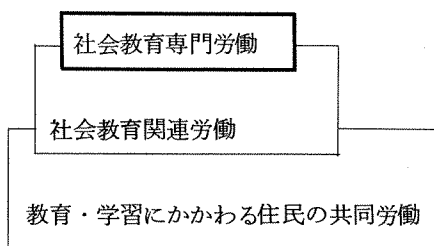
さて、以上のべたような農業構造の変化とそれを基礎とする農民の主体的性格の変化、農民の学習課題の展開のもとで、社会教育労働がいかに形成されるかについて解明することが次の課題である。図4はその枠組

図4 社会教育労働の形成過程（農業を中心に）



を示したものである。この図を基礎にして次の諸点を明かにしておかなければならない。すなわち、(1)社会教育労働(さらには教育労働)は、住民諸階層の生産労働(さらには生活にかかわる労働)を基礎として、その協業・分業の展開の過程で形成される。(2)それは、当初は、住民諸階層の個別労働を基点として、やがて部分的に共同労働が形成され、さらにその中で専門労働として自立化し、社会的分業の中にくりこまれる。したがって、教育労働は研究労働や他のさまざまな生産労働(およびその他の社会的労働)との社会的関連をぬきにしてはなりたちえない。このような性格を持つ社会教育労働について、その存立様式の枠組みを図式化すれば図5のようになろう。ここでは社会教育労働が、社会教育専門労働

図5 社会教育労働の重層構造

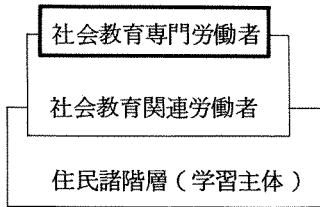


を基軸に重層構造として把握される。しかし、このことは、従来いわれてきた社会教育活動ないし社会教育実践をすべて社会教育労働として性格づけようとすることを意味するものではない。そのような広範な社会教育活動に内在する労働としての側面に焦点をあてて構造化したものにほかならない。

次に、このような社会教育労働の担い手についてみるならば、大要図6のようになろう。社会教育専門労働者については説明を要しないと思うが、

ここでいう社会教育関連労働者の中には、農協職員、農業・生活改良普及員など、関連する幅広い職種が含まれることになる。また住民諸階層の活動については、幅広く多様な社会教育活動が対象となるが、やや制度化されたものとしては、社会教育関係の各種委員活動、PTA活動などの中に、労働の担い手としての性格

図6 社会教育労働の担い手の重層構造

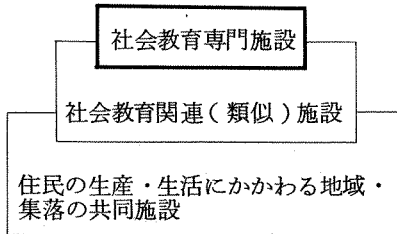


を見ることができよう。また、図6と図5とは大枠において照応しつつさらに相互にいくんだ構造を形成することになる。

また、図5、図6に示される重層構造は、同時に、大枠としてその形成過程の歴史的段階に照応するといえるが、決して機械的に対応するものではない。この点については、くわしい実証的分析が必要である。

さて、社会教育労働・労働者についてこのような関連構造を明かにすることにより、社会教育労働の担い手=社会教育職員、という従来の社会教育職員論の一方的規定を克服し、社会教育労働・労働者の性格を構造的に明かにすることができるが、さらにこのことと深くかかわる社会教育施設の存在形態にも着目しなければならない。

図7 社会教育施設の重層構造



その概要は図7に示したようになるが、このような関連構造の中で、社会教育専門施設の重要性がいつそう浮き彫りにされることになり、図5、図6に示した、社会教育労働・労働者の形成・展開構造と関連づけて分析することが求められる。その際、分析の視点として公務労働・労働者論、社会資本論、地域経済論などの関連が重要となろう。

4. 結 言

小論では、社会教育をめぐる理論的・実践的諸課題の中で、社会教育労働・労働者論に焦点をしばり、その新しい分析視角ないし理論的枠組みを示すことを主眼とした。それは社会教育労働・労働者論が社会教育論の展開の中で、その根幹をなすと考えたからにはかならない。

そして、それ自体として広い範囲にわたる社会教育労働・労働者論の中でも、とくに学習主体としての住民諸階層の生産労働（およびその他の社会的労働、生活にかかわる労働）との内的関連構造の解明に重点をおいた。そのことを通して、従来の社会教育職員論、社会教育労働者論が社会教育職員の職務内容・労働を単に自立的に独自の領域において位置づけ、その枠を出て展開することができなかった、ということを克服し、社会教育労働・労働者論の新たな構築にあたっての主要な論点を明かにすることを試みた。

もとより、小論の論述内容自体がいわば作業仮説的であり、その実証とより精緻な論証は今後に残されるが、ここで示した論点は、ひとり社会教育労働・労働者論の枠に限られるものではなく、ひろく教育労働・労働論の展開にも資する論点を含んでいると理解している（たとえば、従来の教育労働論では、教育労働者の一員としての学校事務労働者の性格と役割を十分に解明することはできない。学校教育におい

ても教育労働の内実についての豊富化を可能とする分析視角が求められている⁽²¹⁾。むしろ、社会教育労働・労働者の性格と構造の分析を通して、学校教育労働・労働者論を発展させる新たな論点と内実を提示できると考えられる。同様のことは、公務労働論や社会資本論、地域経済論などについてもいえる。さらに、学習主体に即して言えば、農業・農民・農村を対象とする分析はそれ自体固有の課題であると同時に、農業以外の産業、労働者をはじめとする勤労諸階層、都市における教育・学習運動をめぐる諸課題についても多くの新しい論点を提示できるであろう⁽²²⁾。

そして、このような社会教育労働・労働者、さらには教育労働・労働者の性格と構造の解明を基礎に、あらためて社会教育労働・労働者、さらに教育労働・労働者の専門性の内実が明かにされ、それを民主的、制度的に保障し拡充することの意義と、その実現のための条件が明確にされなければならない。

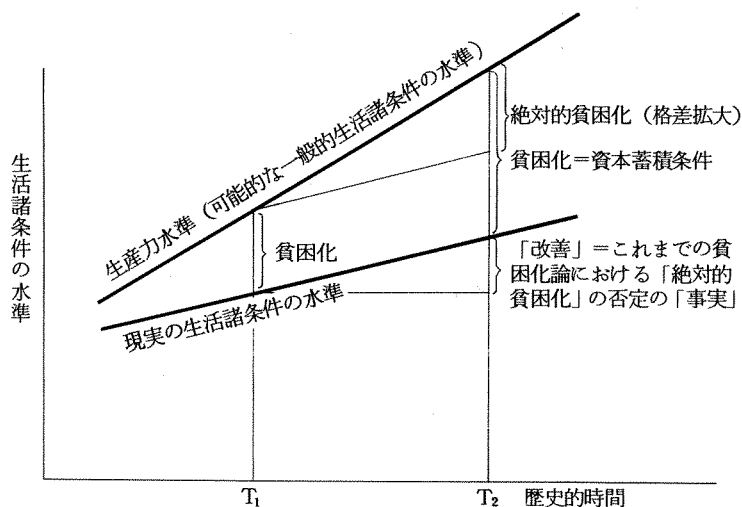
(付記) 小論は1983年度日本社会教育学会研究大会における自由報告「社会教育労働・労働者論の課題」を基礎にして、さらに論点をしぼり、内容的に補強したものである。

註

- (1) 文部省『わが国の社会教育』, 1959年
- (2) 戦後社会教育職員論の系譜については、石黒英彦「戦後社会教育職員論の系譜」(北海道大学教育学部社会教育研究室『社会教育研究』, 通巻4号, 1982年, 所収)を参照されたい。また、その若干の批判的論点の提示としては、山田定市「現代の農業・農民問題と社会教育」(『日本社会教育学紀要』, 第9号, 1973年, 所収)を合わせて参照されたい。
- (3) 津高正文「社会教育主事活動の限界」(『社会教育』, 1955年12月号, 所収)
- (4) たとえば次の論稿を参照されたい。
福尾武彦「新しい段階の社会教育」(『月刊 社会教育』, 1959年8月号, 国土社, 所収)
徳永功「現場に生きる理論を」(『月刊 社会教育』, 1959年10月号, 国土社, 所収)
横山宏「社会教育職員の専門性について」(同上, 1961年6月号, 所収)
小川利夫「社会教育における『専門職の専門性』の確立について」(同上, 1962年6月号, 所収)
- (5) 津高正文「社会教育職員の専門性について」(同上, 1963年1・2・3月号, 所収)
- (6) 長野県・下伊那主事会「公民館主事の性格と役割」(日本社会教育学会『現代公民館論』, 日本の社会教育, 第9集, 1965年, 所収)
- (7) 島田修一「公民館主事専門化の条件」(『月刊 社会教育』, 1967年3月号, 所収)
- (8) 今村武俊「社会教育主事の専門性に関する一考察」(『社会教育』, 1971年9月号, 所収)
- (8) 今村氏の論点にかかわる批判的論稿としては、たとえば次の論文がある。
佐藤信一「社教主事の専門性—今村論文についての考察」(『社会教育』, 1972年4月号, 所収)

- 日高幸男「社会教育主事の専門性とその職務」(同上, 1972年5月号, 所収)
- 二関隆美「社会教育主事論」(同上, 1972年6月号, 所収)
- (9) 代表的な論稿としては、たとえば次の論文をあげることができる。
- 島田修一「社会教育職員の『専門性』をめぐる諸問題」(教育法学会年報2『教育権理論の発展』, 1973年, 有斐閣, 所収)
- 小林文人「社会教育職員研究の現代的意義」(小林文人編『社会教育職員論』, 日本の社会教育第18集, 1974年, 所収)
- 小川利夫『社会教育と国民の学習権』(1973年, 勁章書房)
- 小川利夫「社会教育職員の『専門職化』問題」(前掲, 小林文人編『社会教育職員論』, 所収)
- (10) 宮坂広作「社会教育職員専門化論の批判的再検討—学説史的回顧と展望—」(『東京大学教育学部紀要』, 第19巻, 1979年, 所収), P. 92
- (11) 島田修一・藤岡貞彦編『社会教育概論』(1982年, 青木書店), P. 2
- (12) 島田修一「社会教育職員論研究の課題」(社会教育推進全国協議会『社会教育職員像の民主的創立』, 1982年, 所収) P. 7
- (13) 島田, 同上, P. 11
- (14) 島田, 同上, P. 11
- (15) 島田, 同上, P. 7
- (16) 島田氏の論述の中には、本文でもふれたように「学習者と職員が、教育労働を共同的に創造」という叙述があるが、このように学習者が教育労働の創造にかかるといっても、それは、職員の担う教育労働についてであって、学習者をとくに教育労働の担い手として位置づけているわけではない。
- (17) このことについての論理的脈絡が明かになれば、たとえば、社会教育の学習内容にもとづく専門性を主張する宮坂広作氏が、島田氏への反論として、社会教育職員といえども住民の生活に深く入りこむことはできない、と批判していること、さらに宮坂氏自身が学習内容にもとづく専門性を提唱しながら窮極的にそれを否定する矛盾した論理をのべていることなどに対し、すれ違いとならない有効な批判を示しうるであろう。なお、宮坂氏の論述については前掲論文を参照されたい。
- (18) ここで前提とする貧困化の内容については、山田定市『地域農業と農民教育』(1980年, 日本経済評論社)を参照されたい。
- (19) このような貧困化の枠組みを図示すれば次のようになる。

付図 貧困化の構図



注：高橋秀直氏の作図に加筆

- ⑳ この点については、江口英一『現代の「低所得層」(上・中・下)』(1979年, 未来社), 江口英一編著『社会福祉と貧困』(1981年, 法律文化社)などを参照されたい。
- ㉑ 教育労働論については、小論の主題にかかわらせて論述することはできなかった。ただ、小論において(社会)教育労働を他の生産労働とかかわらせて重層的にとらえるという視点は、たとえば、芝田進午氏のいう教育労働を生産労働との統一として展望し、教育専門職を止揚さるべき歴史的カテゴリーとしてとらえる、という見方とは基本的にことなる。この論旨は、ひとり教育労働にかぎらず、資本主義的分業の止揚と分業の止揚との混同をふくんでいる。むしろ事態の推移は逆であって、教育労働・労働者をめぐる重層構造の展開は、教育専門労働者の役割を一層高める。
- これらの論点をふくめて教育労働論の批判的検討は他日を期したい。なお芝田氏の論説については、芝田進午著『教育労働の理論』(1975年, 青木書店)を参照されたい。
- ㉒ げんに小論の分析視角は、別の機会に行なった協同組合労働についての考察に負うところが少ない。この点については、山田定市「生活問題の現段階と協同組合」(『北海道大学教育学部紀要』, 第42号, 1983年, 所収)を参照されたい。